

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竹原市長

市町村名 (市町村コード)	竹原市 (342033)
地域名 (地域内農業集落名)	小梨地区 (十八原、小梨北、小梨南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は主に水稲生産が盛んな地域であり、高齢化による作業人員の減少により、遊休農地の増加が懸念されるが、農業の担い手は一定に確保されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内で認定農業者である大規模経営体が水稲やぶどう、いちごなどを栽培しており、持続的な栽培が引き続き期待される。
今後も地区内の認定農業者、認定新規就農者、専業農家の生産体制を維持するとともに、希望に応じて経営面積を広げていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
市と農業委員及び農地利用最適化推進委員とが連携することで、認定農業者を中心として農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部の農道や水路は老朽化が進んでいるため、必要に応じて地域内で協議を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県やJAひろしま等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内農業者の農作業委託に対する需要は高く、認定農業者や認定新規就農者への農作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカ・イノシシの被害が甚大であるため、有害鳥獣被害防除施設設置事業、鳥獣被害総合対策事業等を活用することで侵入防止柵等の設置に取り組む。また、ヌートリアの被害が近年増加しているため、箱わなの設置等により対策に取り組む。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域の農道や水路の維持・管理に努める。